

中小企業向け
Q & A 集
(下請 1 1 0 番)

本中小企業向けQ&A集（下請110番）使用にあたっての注意事項

1. 本Q&A集は、中小企業の方々が取引を行う上で直面するであろうトラブルや疑問点をいくつか取りあげ、基本的な考え方や留意点を示すことにより、解決への一助となることを目的としています。皆様にわかりやすく理解していただくために、法律の細かい解説は一部省略しておりますので、ご了承ください。
2. 実際の紛争は少し事情が異なるだけで結論がまったく異なってしまう場合もあります。実際の紛争は、このQ&Aで取り上げた単純なものではなく、当事者や個別事情が絡み合い複雑な様相を呈していることが多いと思います。そのため、実際に行動する場合は、このQ&Aを参考にしつつ、最寄りの下請かけこみ寺や法律の専門家に御相談するようにして下さい。

なお、下請かけこみ寺で受けた相談内容は、親事業者等に情報が漏洩しないよう厳重に注意しておりますが、中小企業庁又は最寄りの経済産業局に相談していただいても結構です。
2. また、中小企業庁、経済産業局及び下請かけこみ寺では、皆様方の、債権回収代行はできませんが、債権回収のための助言はさせていただきますので、遠慮無く相談してください。

下請かけこみ寺では、無料弁護士相談を紹介、下請代金法の問題であれば、必要に応じて経済産業局中小企業課又は公正取引委員会に連絡し、建設業法に係わる問題であれば、地方整備局、県の建築課等の相談窓口を紹介しております。
3. また、下請かけこみ寺本部では、中小企業の取引における紛争について、裁判によらずに調停によって当事者が話し合いにより迅速な解決を図るADR手続も無料で実施しています。
4. 本Q&A集では、下請事業者をA社、親事業者をB社、その他の事業者をC社・D社と表現しています。

省略用語

1. 下請代金支払遅延等防止法・・・下請代金法
2. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律・・・独禁法
3. 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法・・・・・・・・・・ 物流特殊指定
4. 公正取引委員会・・・公取委

中小企業向けQ&A集（下請110番）目次

第1章 下請代金法関係

1 総論

下請かけこみ寺の相談業務について
下請事業者にとって下請代金法を学ぶ意義
下請代金法が適用される取引
下請代金法が適用される製造委託
下請代金法が適用される修理委託
下請代金法が適用される情報成果物作成委託
下請代金法が適用される役務提供委託
下請代金法違反の疑いがある場合の対応
下請代金法の適用除外の行為
下請取引適正化のためのガイドライン
下請取引適正化の取り組み
商社介在の時の親事業者
システム開発の人材派遣
トンネル会社の利用

2 見積り

一定率の値下要請
大幅な値下要請
原材料の高騰による単価値上
単価値上要請
運送業者の役務提供委託
大幅な数量の減少

3 発注

発注書面の不交付
仮単価による発注
電子発注の要請
ソフトウェアの受領拒否

4 受領・返品・やり直し

一方的な納期設定による受領拒否
カタログからの抹消による損害
不当なやり直し
変更指示による部品の不具合の発生

受入検査
不当な給付内容の変更
発注取消
不当な設計変更
見積りにない追加作業
瑕疵担保期間を越えるやり直し
瑕疵担保

5 支払い：減額・支払遅延・割引困難手形・有償支給材の早期決済

不当な値引要求
検査後の支払
代金回収
代金未払
継続役務の支払
設計料の支払遅延
金型代の支払
瑕疵による支払い留保
やり直しと同時の変更依頼
支払日の繰り延べ
値引要請
手数料名目による減額
代金の減額
情報成果物の値引
修理代からの手数料の控除
手形払から現金払への変更
ソフトウェアの開発代金
一定割合の損害負担
5ヶ月手形の交付
160日手形の交付

6 下請け事業者への要請

ユニホーム着用の強制
機械リースの強制
大量の無償支給材料
金型の長期保管
実験費用の負担
試作品の費用負担
金型の修理費の負担

派遣社員の人件費
従業員への派遣要請
秘密漏洩

第2章 独占禁止法関係

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の
不公正な取引方法の適用
不当な値引き分の返還要求
単価引下の遡及適用
購入強制
木型代の立替金
梱包材の回収費用
不当な契約条項
検品作業の負担
共同研究開発

第3章 民法・商法関係

履行遅滞による損害賠償
運送契約の不履行に基づく損害賠償
金型破損の損害賠償
クレームの責任と損害の負担
部品の瑕疵による製品の損害
図面に指示の無い箇所に対するクレームと損害賠償
契約成立前の費用の負担
発注の停止
入札による発注停止
契約の終了
一方的な取引終了
契約の取り消し
開発費の負担

- ③ 情報成果物作成委託
情報成果物作成委託は、情報成果物（プログラム、映像等、文字、図形等）の作成を外注する場合があります（詳しくはQ 6 参照）。
- ④ 役務提供委託
役務提供委託は、受託した役務提供（サービス）を外注する場合があります（詳しくはQ 7 参照）。

《ポイント》 法令の根拠

- 下請代金法の適用範囲は、製造業に限らず、サービス業やソフトウェア開発業等広範にわたります。
- 下請代金法第 2 条第 1 項～第 4 項

下請代金法の適用は、取引先ごとに、取引内容ごとにみる必要があります。

《ポイント》 法令の根拠

- 物品の規格や品質等を指定して、製造を委託すると「製造委託」に該当します。
- 下請代金法第2条第1項

【区分】下請代金法

【違反類型】減額

手形払から現金払への変更

A社（資本金500万円）はB社（資本金1億円）から製造委託を受けており、取引の決済条件は、120日をサイトとする手形払いでしたが、先月から現金払に変更してもらえることになりました。

しかし、今月は、下請代金額に6%を乗じた金額を下請代金から差し引いた金額が支払われました。これは下請代金法違反ではありませんか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

本事例は、下請代金の支払方法を手形から現金に変更した際の金利相当額の取扱いに関する相談です。先月から現金払に変更されたということから、先ず、発注時にA社から交付される3条書面の「支払方法」欄が、「手形払」から「全額現金払」に変更されていなければなりません。

さらに、「全額現金払」であることから、3条書面に記載された下請代金額から金利や割引手数料等の相当額を差し引いて支払った場合は、下請代金法上の「減額」に当たるおそれがあります。

なお、参考事例として、手形払を基本とするものの、下請事業者からの求めにより一時的に現金払を行う場合があります。この場合は、自社の短期調達金利相当額であれば差し引いても良いとされています。

法令の根拠

- 下請代金法第4条第1項第3号

【区分】下請代金法

【違反類型】支払遅延

ソフトウェアの開発代金

ソフト開発を営むA社（資本金 1,000 万円）は、同業のB社（資本金 1 億円）から、会計システム設計（総額 5,000 万円）を請け負いました。

A社は、契約どおり、1回目支払日分の700万円を請求し、その数ヶ月後に2回目支払日分の300万円を請求しましたが、B社は支払期日に代金を支払わなかったことから、何回も督促したところ、200万円のみが支払われました。

このままでは、開発を続けても代金を支払ってもらえるかわかりません。どうすればよいのでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、ソフトウェア開発であることから「情報成果物作成委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

ただし、受託物が未だ完成していないと思われることから、第2回目の支払期日に支払わなかったことが直ちに下請代金法の問題となるわけではありません。契約中でシステムの特定部分の納品期日が、それぞれ第1回目と第2回目の期限が定められている場合は、「支払遅延」となる場合があります。

A社は、契約が存続する限り、契約の履行を中止することはできません。そこで、A社は、B社の契約違反により契約を解除するか、代金の支払いを求め、支払わない限り、ソフト開発を停止する旨を通知するなどの方法により代金の支払いを促すことが考えられます。

第2回目も300万円のうちの200万円は支払われているのですから、次の支払いを促し、100万円をプラスして支払わせることを確約させるなどして、契約を存続させる方向で交渉した方がよいでしょう。

法令の根拠

- 下請代金法第4条第1項第2号

【区分】下請代金法

【違反類型】減額

一定割合の損害負担

A社（資本金1億円）は、B社（資本金15億円）から電子部品の製造を受託していますが、契約書には、検査を省略し、瑕疵の有無にかかわらず、下請代金から3パーセントを損害賠償として差し引くとする条項があります。当社は、毎月この条項に従って下請代金から3パーセント相当額が引かれています。契約書に定められているので仕方がないのでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

B社は、契約書上検査を省略していますので、A社が納品した物品等に瑕疵があっても返品はできません。やり直しもできないと考えられます。

上記契約の規定は、瑕疵の有無にかかわらず、つまり損害の有無にかかわらず、下請代金から一律3パーセント相当額を差し引くという内容になっているわけですが、下請代金法は、そのような合意にかかわらず、下請事業者の責に帰すべき事由によらずに当初定めた下請代金から減額することを禁止しています。

したがって、下請代金から3パーセントを損害賠償として差し引くとする規定が実施されれば、直ちに下請代金法の「減額」に該当するおそれがあります。

法令の根拠

- 下請代金法第4条第1項第3号

【区分】下請代金法

【違反類型】割引困難な手形の支払・支払遅延

5ヶ月手形の交付

A社(資本金1億円)は、金型、プラスチック成型品の製造販売を営む会社ですが、自動車関連部品メーカーのB社(資本金10億円)から金型とプラスチック部品の製造を受注しました(金型製造は500万円、プラスチック部品製造は月10万円。)

支払条件は、月末翌月末日サイト5か月の手形払いですが、金型代金の500万円は24回分割で毎月21万円払いとなっています。

このため毎月の支払いは、金型代金21万円とプラスチック部品代金10万円を合算した31万円をサイト5か月の手形で支払われています。

この支払方法に、問題はないのでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

本事例においては、以下の2つの問題があります。

一つは、B社が5か月という長期サイトの手形で支払っていることです。

下請代金法では、120日を超える長期サイトの手形を「割引困難な手形」と位置付け、下請代金の支払いとして交付することを禁じています。

もう一つは、金型代金を24回分割払いにしていることです。金型の製造委託を行った場合、親事業者は、金型を受領して60日以内に下請代金を全額支払わないと「支払遅延」に該当するおそれがあります。

法令の根拠

- 下請代金法第4条第1項第2号、法第4条第2項第2号

【区分】下請代金法

【違反類型】割引困難な手形の交付・支払遅延

160日手形の交付

A社（資本金5,000万円）は、B社（資本金4億円）から金属加工の発注を受けていますが、発注先の支払いが、当月末日翌々月10日支払です。支払は手形でなされ、手形のサイトが160日です。しかも、他府県の振出人の回し手形であり振出日から30日後に裏書きされ、受領したため、手形を換金するのに余計な費用がかかって困っています。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

親事業者は給付を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請代金法違反となりますが、B社の支払制度では受領から60日を超えることがあるため、支払遅延のおそれがあります。

また、支払いが手形による場合は、手形サイトが120日（繊維業は90日）を超える長期手形の交付は禁止されています。

法令の根拠

- 下請代金法第4条第1項第2号、第4条第2項第2号

6 下請け事業者への要請

【区分】下請代金法

【違反類型】購入強制

ユニフォーム着用の強制

A社（資本金 500 万円）は、B社（資本金 2, 000 万円）が請け負ったレジジャーランド（全体）の清掃作業を委託されることになりましたが、B社から、レジジャーランドが営業時間中の清掃作業時にはレジジャーランド指定のユニフォームを着用することになっていることから購入するよう要請がありました。これは受けなければならないのでしょうか。

購入強制とは、親事業者が発注した内容を維持するために必要である等の正当な理由がないにも関わらず、親事業者の指定する製品・原材料等を下請事業者に対して強制的に購入させることをいいます。

したがって、本事案は、レジジャーランドが営業時間中の清掃作業は入場者から見えるところでの清掃作業であり、レジジャーランド指定のユニフォームの着用は「注文の内容を維持するために必要」であると考えられることから、「購入強制」には該当しないものと判断されます。

法令の根拠

- 下請代金法第 4 条第 1 項第 6 号

【区分】下請代金法

【違反類型】利用強制

機械リースの強制

A社（資本金1,000万円）は、B社（資本金1億円）の製品の部品の製造を受託していますが、新製品の部品の発注を受けるに当たり、B社の子会社から製造機械のリースを受けるよう指示されました。

新製品の製造は、A社が保有する既存の機械に若干手を加えれば、製造可能であることは、B社の担当者も認めています。リースを受けないと新規の発注を受けられなくなるだけでなく、従来の発注も受けられなくなるかも知れないことから、受けざるを得ないとは思っていますが、何かよい方法はないでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

本件は下請代金法の「利用強制の禁止」に該当するかどうか問題になります。

利用強制とは、事実上下請事業者が利用を余儀なくされたか否かによって判断されます。A社は、仮に、断れば、新製品の部品だけでなく、従来の部品の発注を失うかも知れないという状況にあるわけですから、実質的に選択の余地はなくリースすることを余儀なくされていると考えることができ、B社の行為は利用強制の禁止に該当するおそれがあります。

法令の根拠

- 下請代金法第4条第1項第6号

【区分】下請代金法

【違反類型】不当な経済上の利益提供の要請

金型の修理費の負担

A社（資本金5千万円）は、B社（資本金10億円）からプラスチックの成型加工の発注を受けています。この加工用の金型はB社が製造したもので、A社がこれを預かって加工作業に使用しています。この金型が古くなったため、B社から修理費用を負担すべきだと請求されています。応じなければならないのでしょうか。

本事例では、金型の所有権がA社なのかB社にあるのか、はっきりしないため、先ず、金型の所有権をはっきりとさせる必要があることから、契約書等で所有権の所在を確認します。契約書に定めていない場合は、誰が金型製作を発注し、誰が制作費用を負担したのか等の事実関係から考えることとなります。本件のように発注会社B社が製造して、それを成型加工に使用するため受注会社A社が預かっているということであれば、金型の所有権は発注企業にある可能性が高いでしょう。

A社は、B社が所有する金型を預かっている場合は、善管注意義務という保管責任があります。Aの保管に落ち度が無い以上、修理義務や修理費用を負担する責任はありません。所有者B社が自らの費用で修理すべきです。

B社の行為は、「不当な経済上の利益提供の要請」に該当するおそれがあります。

法令の根拠

- 下請代金法第4条第2項第3号

【区分】下請代金法

【違反類型】買ったとき・不当な経済上の利益提供の要請

派遣社員の人件費

A社（資本金1,000万円）は、B社（資本金4億円）から無償で支給された部品を使用して化粧品容器の組立作業を受注しています。

1. 作業単価は、従業員の賃金価格のみで諸経費分を認めてくれない。
2. B社に納品した荷物の積降や分別等の作業をA社に要求してくるから、社員を派遣しているが、その費用を支払ってくれない。
3. 納品時の受入検査をA社にさせ、良品についてはB社が検査費用を支払うが、不良品の場合は検査費用を支払わない。

これらの点について、B社の指示に従わざるを得ないのでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

まず、A社とB社の契約内容の確認が必要です。

契約に定めが無い場合、作業単価については、単価が通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定め、価格改定の交渉に応じない場合、「買ったとき」に該当するおそれがあります。

契約に定めがあったとしても派遣社員の問題と検査費用の問題については、B社の利益のために、契約で定められていない作業を無償で行うことを強要させているとすれば、「不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあります。

法令の根拠

- 下請代金法第4条第1項第5号、第4条第2項第3号

【区分】下請代金法

【違反類型】買ったたき・不当な経済上の利益提供の要請

従業員の派遣要請

B社（資本金100億円）は、自社の棚卸に際して、A社（資本金4,000万円）をはじめとする下請事業者には作業協力を命じてきます。A社は、従業員を棚卸業務に派遣せざるを得ませんが、費用は一切支払いません。B社は、棚卸要員の派遣費用は、下請代金に含まれていると主張しており、「A社は製品を自ら検査・管理しなければならない」という契約の規定が根拠だと言っています。

B社が棚卸費用は下請代金に含まれていると主張するのであれば、契約書の条項や請求明細等の証拠書類によって下請代金の内訳を示させるべきです。

また「A社は製品を自ら検査・管理しなければならない」という契約の規定が下請代金に含まれている根拠だとB社は主張していますが、これはA社の作業の範囲内で「検査・管理」をするものであり、この規定をもってB社の棚卸に従業員を派遣することを合意したとするには飛躍があります。

仮に、納品検査を下請事業者に委託するという規定であったとしても、検査費用を親事業者が負担しない場合は問題になります。

このように、親事業者が自社の棚卸を下請事業者の従業員にさせることは、下請代金法の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあります。また、B社が言うように下請代金に含まれているとすれば「買ったたき」に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●下請代金法第4条第1項第5号、第4条第2項第3号

【区分】下請代金法、不正競争防止法

【違反類型】

秘密漏洩

A社は、機械部品の修理を、機械メーカーであるB社から請け負っています。A社が開発した部品の設計図をB社に閲覧させたところ、その設計図を無断で使用し、別の作業を行っていることが判明しました。類似した設計図はまだ他にもあり、その閲覧も求められています。どうすればいいのでしょうか。

一番確実な方法は、B社に設計図を見せる際に、秘密保持契約書を交わすことです。設計図の種類を特定して、B社はこれを特定の目的以外に利用したり、第三者に開示してはならないという内容で秘密保持契約を結ぶものです。

さらに、設計図については、A社は事業所内においても、誰でも簡単にアクセスできるような状態にはせずに（施錠、パスワード管理等）、厳格に保管しておく管理体制を敷くことが重要です。

こうした自衛策により、B社が不当に利用したり、開示したりしようとするときは、不正競争防止法によって、B社に対する差止や損害賠償などを行うことができます。

また、本件は修理委託であることから、資本金基準を満たしていれば、下請代金法が適用されます。

その場合、B社がこのような秘密保持契約の締結を拒んで、従来のように無償で使用していた場合は、設計図の無償提供をさせることは下請代金法の「不当な経済上の利益の提供要請」に違反するおそれがあります。

法令の根拠

●下請代金法第4条第2項第3号、不正競争防止法第2条、第3条、第4条

第2章 独占禁止法関係

【区分】独禁法

【違反類型】適用の有無

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引

方法の適用

A社は運送業者で、B社（メーカー）から製品の配送を受託しています。B社の担当者から、配送料の一律20%の値下げを言い渡されました。これは、下請代金法違反となるのでしょうか。

下請代金法が適用されるための要件は、1つは、資本金基準であり、もう1つは、取引内容です。本事例では、A社はB社の製品の配送を受託していますが、下請代金法が適用される取引は、請負った運送（役務）を他の事業者（他者に提供する役務）に限定されますので、下請代金法の適用から外れます。この場合、荷主が物品の運送を委託しているため、独禁法の「物流特殊指定」が適用されることがあります*。

*「物流特殊指定」の適用要件は、下請代金法とほぼ同様であり、輸送又は保管を委託する場合、①資本金が3億円超の事業者（荷主）が3億円以下の事業者（運送業者）に対して委託する場合、②資本金が1,000万円超～3億円以下の事業者（荷主）が1,000万円以下の事業者（運送業者）に対して委託する場合、③委託する事業者（荷主）が受託する事業者（運送業者）に対し取引上優越した地位にある場合が対象となります。

また、下請代金法の「買ったたき」に相当する「運送又は保管の内容と同種又は類似の内容の運送又は保管に対して支払われる対価に比し著しく低い代金の額を不当に定めること」は独禁法の違反行為（不正な取引方法）に該当するおそれがあります。

価格水準は委託内容等により異なるため、一概に違反となる値下げ率を示すことは困難ですが、十分な協議を行わず、一方的に値下げした配送料を押しつける行為は、独占禁止法の不正な取引方法に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●独占禁止法第19条、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法（平成16年3月8日公取委告示第1号）

【区分】独禁法

【違反類型】物流特殊指定適用の減額

不当な値引き分の返還要求

A社（資本金 1,000 万円）は運送会社ですが、荷主B社（資本金 9,000 万円）から過去 10 年間にわたり運送代金を 3～10%協力金の名目で値引きを求められていましたが、最近、公取委から警告があり、以降協力金を取らなくなりました。10 年分の値引き分を取り戻すにはどうしたらよいのでしょうか。

(1) なお、本件は、荷主と運送業者間の取引であることから、下請代金法上の「自ら用いる役務の委託」に該当し、この結果、下請代金法ではなく、独禁法の「物流特殊指定」の適用を受けると聞きましたが、独禁法違反で値引き分を回収することはできるのでしょうか。

(2) また、この荷主との取引をやめるつもりはないことから、匿名で申し出て、調査を依頼することはできるのでしょうか。

(1) について

本事例については、A社自ら指摘しているとおり、下請代金法の適用対象ではなく、独禁法の物流特殊指定の適用を受けます。

独禁法違反が認められた場合は、公取委が排除措置命令を下しますが、同命令では、違反行為の取り止めを命ずることが中心であり、減額分の返還を命じることはありません。

(2) について

匿名の申告は可能ですが、公取委が調査に着手するには具体的かつ詳細な情報が必要となります。公取委では調査に際し、申告者が特定されないよう十分注意していますので、申告の際に相談していただきたいと思います。

法令の根拠

●特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成16年3月8日公取委告示第1号）

【区分】独禁法

【違反類型】物流特殊指定

単価引下の遡及適用

A社（資本金 800 万円）は、B社（大手食品メーカー）から食品の運送を請け負っております。また、B社は出資金が3億円を超えている法人です。

A社とB社は、今年の4月に契約を行いました。B社から10月に契約を見直しと言ってきました。見直しの内容は、4月の契約で決めた単価を引き下げ、それを4月まで遡って適用し、4月以降に支払った代金から差額分を返せというものです。

このようなやり方は、法令に違反するのでしょうか。

本事例においては、発注者のB社が荷主であることから、下請代金法の適用は受けず、独禁法の不公正な取引方法の「物流特殊指定」が適用されます。

なお、本事例のように、物流事業者の責めに帰すべき理由がないのに、一度締結した契約内容を過去に遡って変更し、過去に生じた差額の返還を要求するようなことは、認められておらず、物流特殊指定上の減額に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成16年3月8日公取委告示第1号）

【区分】独禁法・下請代金法

【違反類型】購入強制・優越的地位の濫用

購入強制

A社(資本金 5,000 万円)は広告代理店ですが、広告主B社(資本金1億円)が広告物作成の発注の際に、広告主の製品の購入を暗に断れないように要求してくるのですが、これは下請代金法違反の問題にならないのでしょうか。

また、広告主B社は、A社に対し、A社が普段、再委託を行っているC社が、広告主B社の製品を購入するようA社に圧力をかけてくるのですが、いかがでしょうか。

広告主B社にとっては、広告物は無料で配布するものなので、自家使用となり、広告主自身が繰り返して広告物の作成を行っていないければ、下請代金法の情報成果物作成委託に該当しません。

まず、下請代金法が適用されない場合で、広告主B社が広告代理店A社に対し、取引上優越した地位にある場合、広告主B社から広告代理店A社に対して、広告物作成の発注の際に、広告主B社の製品を購入しないと暗に発注に影響するようなことをほのめかして、事実上、商品購入を強制することは、独禁法第19条で禁止する不公正な取引方法のうち優越的な地位による濫用行為として問題となる恐れがあります。

次に、広告主B社が自ら広告物の作成を繰り返して行っている場合にA社に広告物の作成を依頼する場合及びA社が、C社(資本金が1,000万円以下の場合に限る。)に広告物作成の再委託を行う場合は、下請代金法の情報成果物作成委託に該当します。

その場合は、広告主B社がA社に対し、自己の指定する製品の購入を強制すると広告主B社が、A社又はC社に対し、事故の自己を強制すると、A社は下請代金法で禁止される「購入強制」に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●独禁法第19条「不公正な取引方法」(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)(一般指定)第14項優越的地位の濫用、下請代金法第4条第1項第6号

【区分】下請代金法・独禁法

【違反類型】優越的地位の濫用

木型代の立替金

A社（資本金 1,000 万円）は、鋳物の製造販売を営む会社ですが、取引先 B社（資本金 3 億円超）から鋳物の製造委託を受注しています。

鋳物は 1 個約 10 万円で受注していますが、鋳物用の木型（1 個約 3 万円）については、2 年間の型代を予測して 2 年後に支払うという制度が採られており、例えば、毎月 5 個とすると年間で 5 個／月×12 ヶ月＝60 個、60×3 万円＝180 万円と高額となり、立替金が多くなってしまい困っています。

今回、何年ぶりかの仕様変更で木型も変更になるため、B社から見積書を提出するようにいわれましたが、立替払いが大変なので良い方法がないでしょうか。

下請代金法が適用されるのは、鋳物の製造委託であり、本事例の取引において木型自体には下請代金法は適用されません。

しかし、鋳物を製造するためには木型が不可欠であり、金型同様に A社が B社の仕様に合わせて木型を製造し、これを使用して鋳物を製造しているのですから、金型と同様に木型を受領した日から 60 日以内に木型の代金を支払ってもらうよう交渉すべきです。この点、木型は、納品されず鋳造に用いられるので、鋳造を開始した時点を給付の受領日とみて交渉すべきでしょう。

それが合意できない場合には、2 年単位ではなく、もっと短いサイクルで決済することを求めるなどの調整点を見つけることが望ましいと考えられます。

法令の根拠

●独禁法第 19 条、「不公正な取引方法」（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）（一般指定）第 14 項優越的地位の濫用

【区分】独禁法

【違反類型】物流特殊指定

梱包材の回収費用

A社（資本金1億円）は、荷主B社（資本金10億円）から工場等出荷場所から納品先までの条件で貨物運送を引き受けています。しかし、配達先では荷物を開梱したときの梱包材のゴミを持って帰るよう指示されます。このため復路で他の荷物を積載することができません。

まず、委託契約の内容を確認して下さい。契約内容に梱包材の回収が含まれていない場合は、ゴミの回収費用の支払いを求めるか、復路の運送ができないことを説明し、運賃自体の見直しをB社に要求することが考えられます。

荷主と運送業者との間の取引は、独禁法の不公正な取引方法の「物流特殊指定」の適用を受けますので、委託契約の範囲に梱包材の回収が含まれていない場合に、無償で回収業務を行わせるなど、不当にA社の利益を害する場合には、同規定で禁止している不当な経済上の利益の提供要請等の違反行為に該当しているおそれがあります。

なお、A社によるゴミの分別回収作業や復路のゴミ運送が、どのくらいの代金・費用に相当するか具体的な費用を計算してデータを用意しておくことも効果的でしょう。

法令の根拠

●特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成16年3月8日公正取引委員会告示第1号）

【区分】下請代金法・独禁法

【違反類型】書面の不交付・不公正な取引方法（優越的地位の濫用）

不当な契約条項

A社は、B社から物品の修理を委託されていますが、B社からの発注は、口頭によるものが多く、契約書を締結していませんでした。

今般、契約書を作成して締結しようとしています。条文の中にA社が修理したものでユーザーから苦情があったときは、B社は無償で契約解除できる旨の規定があるのですが、これはA社に不利な条項ではないのでしょうか。

A社とB社が、下請代金法の資本金基準を満たしていれば、「修理委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

下請代金法が適用される場合、B社は発注書面の交付をしてないことが多いので、下請代金法第3条に違反しているおそれがあります。

また、A社が修理したものについて、顧客からの苦情があった場合に、B社が下請事業者の責任を問わずに契約解除できる規定は、A社に一方的に不利益な内容となっています。

B社がA社に取引上優越的な地位にある場合、一方的に相手に不利益な条項を押しつける行為は、独禁法の不公正な取引方法（優越的地位の濫用）に該当するおそれがあります。

法令の根拠

●下請代金法第3条、独禁法第19条、「不公正な取引方法」（昭和57年6月18日公正取引委員会告示15号）（一般指定）第14項優越的地位の濫用

【区分】独禁法

【違反類型】優越的地位の濫用

検品作業の負担

A社は、資本金300万円の有限会社で、B社（資本金1,000万円）から工場内で加工作業を請け負っていますが、A社が作業したものに髪の毛が入っていた（製品は食品ではない）との理由で、これからは、別の会社に検品作業を依頼するので、その費用を負担するよう求められています。さらに、検品してやり直したものについて、費用を負担するよう要求され困っています。

本取引事例は、発注者のB社の資本金が1,000万円であることから、下請代金法の適用とはならず、請負契約に基づく問題です。

B社は、今後、検品作業を実施し、その費用をA社に請求するとしていますが、検品の導入理由が、「髪の毛が入っていた」という納めた製品の品質などに関係のないものであれば、その是非について双方が十分に協議する必要があります。

仮に導入する場合であっても、検品方法、検査基準等を予め明らかにしておく必要があります。発注書面に当該費用を計上していない場合は、A社に負担させることはできません。

また、やり直しについても、仮にやり直しをすべき製品があったとしても、やり直しの基準、理由や金額の根拠等についてB社に確認を行い、根拠が不明だったり、明らかに過大であると認められる場合は、B社がA社に対し取引上優越的な地位にある場合、相手に一方的に不利益を押しつける場合は、独禁法の不公正な取引方法（優越的地位の濫用）の問題となる場合があります。

法令の根拠

●独禁法第19条、「不公正な取引方法」（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）（一般指定）第14項優越的地位の濫用

【区分】独禁法【違反類型】

【違反類型】

共同研究開発

A社は、B社と共同研究開発契約を結び、自動車の安全装置に関する技術開発を進めていますが、共同研究開発契約の覚書では、当該研究開発が終了した後も、A社が、他社と同じテーマで研究開発することを禁じています。このような規制に問題はないでしょうか。

共同研究開発契約において、研究開発実施期間中に、同一テーマについて第三者との研究開発を制限したり、禁止する契約条項がよく見られますが、共同研究の成果物についての混乱やトラブルを避ける目的で結ばれている限り、原則として問題はありません。

しかし、研究開発終了後まで同一テーマについての第三者との研究開発を制限することは、その必要性を明らかに超えており、パートナーの経済活動の制限は、公正な競争を阻害するおそれ強いことから、独禁法に違反する可能性が生じます。

ただし、研究開発が終了した後であっても、共同研究開発の成果について争いが生じることを防止するため、又は、参加者を共同研究開発に専念させるために必要と認められる場合には、合理的期間に限って、共同研究開発のテーマと同一又は極めて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を制限することは許される可能性があります。

法令の根拠

●独占禁止法第19条、共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（平成5年4月20日 公正取引委員会公表）

第3章 民法・商法関係

【区分】民法

【違反類型】減額

履行遅滞による損害賠償

A社は、B社から機械部品の受託を1,000万円で請け負いました。納品が4日遅れたところ、発注元機械メーカー（C社）から、納期遅れの損害の他に、1週間分の損害を加算した請求がなされたとして、B社から支払代金を600万円に減額すると言われました。B社との関係では、遅延に係る損害等は発生していません。減額に応じなければならないのでしょうか。

納期遅れにより、C社にどのような損害が生じたのか不明ですが、B社は（契約書はなくても）C社に対して債務不履行に基づく損害賠償責任を負うこととなります。このため、損害賠償の範囲が問題となると解されます。

C社に生じた損害が通常損害と解される内容の程度のものであれば、B社としてその賠償義務を負いますが、A社は賠償義務を負いません。

なお、C社がA、B社に対し、ゴルフ練習場のオープン時期を予め告知し、「納期厳守」を申し入れていた等の事情がある場合、C社の被った特別損害についてもA、B両社ともに賠償義務が生じることがあります。

又、当事者間で予め賠償額の予定をしていた場合は、その額を負担することになります。

損害賠償の範囲は、契約内容、損害の程度、寄与度等にもよりますが、明らかに過大であると認められる場合は、「下請かけこみ寺」に御相談ください。

法令の根拠

●民法第415条、第416条、第420条、第542条、第632条

【区分】民法・商法

【違反類型】

運送契約の不履行に基づく損害賠償

運送会社のA社は、元請業者B社からの発注で、C社（荷主）の精密機械を東京から大阪まで運びましたが、開梱後、外観上のキズ等が発見されたため、B社から、検査に要した東京大阪間の往復旅費等として50万円を請求する旨の連絡がありました。ちなみにA社が請け負った運送代は、5万円でした。

輸送後、確認したところ、A社の設置したパレットはずれていなかったものの、C社が設置した精密機械がパレット上でずれていたため前記のキズ等が発生したものとされます。

B社は、「A社が確認を十分にしなかったので、50万円を支払え」と言うのみです。C社の指示通り積込みをしたものであり、賠償金は双方で話し合う余地があるのではないかと考えます。

A社が運送を依頼された貨物が「精密機器」であったことから、A社が商品の性状等を知っていて受注した場合、運送にあたっての注意義務の程度は重いと解されます。当該機器をパレットに固定するのは、一義的にはC社の義務であったとしても、車両の走行中にズレが生じ当該機器に損傷を与えないかは、A社として十分注意すべきところです。

しかしながら、当該機器の損傷に基づく損害の発生は、A社とC社の共同責任と解されることから、B社が一方的に要求する金額を支払うのではなく、A社とC社の責任の負担割合を協議して支払うべきです。

損害の発生原因を生じさせた者が複数存在する場合は、原因に対する寄与度に応じて、双方が協議を行い、負担割合を決定する必要があります。

法令の根拠

- 民法第415条、第416条、商法第577条、第578条

【区分】 民法

【違反類型】

金型破損の損害賠償

プラスチック射出・成型を業とするA社は、A社の従業員の不注意で金型を破損してしまい、6日間操業停止したため、B社への納期が遅れたことによる損害金として200万円をB社から請求されています。全額支払うのは納得がいかないのですが、どうしたら良いでしょうか。

A社の従業員が不注意で破損し、納期を遅延したのであれば、契約違反（債務不履行）責任を負います。なお、従業員は相談者の「履行補助者」と解されます。

A社とB社の間で、予め債務の不履行について損害賠償の額を200万円と予定していた場合は、相談者はその全額を支払うこととなりますが、そのような合意がない場合は、「通常生ずべき損害の賠償」をするのが原則で相手方に生じた「特別の損害」については、その事情を予見し、又は予見できた場合のみ負担することとなります。

以上のことから、B社が主張する200万円の損害の内容を十分に吟味すべきでしょう。なお、損害賠償の範囲は、予め賠償額を予定していない場合は、B社の主張が妥当な額であるかどうかを十分に協議する必要があります。

法令の根拠

●民法第415条、第416条、第420条

【区分】 民法

【違反類型】

クレームの責任と損害の負担

Bは機械部品の加工を業とする個人事業主ですが、下請け（個人事業主）Aに対し機械部品の加工を外注しました。BからAに対する注文書には、クレームが出た場合は全てAの責任であることが明記されており、また、Aへの代金支払は7月末としていました。

元請け（C）から2回にわたりクレームがあり、1回目のクレームはAが対応しましたが、2回目は、早く対応する必要があることから、Bも加わって対応し、完了しました。

Aに対し、クレームに対応した追加材料費の半額及びBの作業代を差し引いた代金をBが支払ったところ、当初の代金を全額支払えとAから恫喝され困っています。

個人事業主同士の取引であることから、下請代金法の適用は受けませんが、Cからのクレームの責任がAの故意や過失によるものであれば、Bからの減額は不当とはいえないでしょう。

ただし、代金を全額支払うことを恫喝されていることについては、Aが、例えば、取り立てを反社会的勢力に依頼するような手段をとった場合は、刑事事件として警察に相談すべきです。

また、Aは私法上の紛争解決手段として司法手続によらずに自力で権利の実現を図ること（自力救済）は禁じられています。

法令の根拠

- 民法第709条

【区分】 民法

【違反類型】

部品の瑕疵による製品の損害

A社は、建設機械の部品の製造を行っている資本金1,000万円の会社ですが、主として建設機械エンジンの部品の製造をしています。

最終ユーザー（C社）が建設機械を使用していたところ事故が発生し、A社の部品が不良品であったことが事故の原因として1億円の補償を親事業者であるB社から要求されています。どうすればよいのでしょうか。

A社が納品した部品の不良品がA社の責めに帰すべき事由に基づいて発生したかどうか確認する必要があります。もし、A社の責めに帰すべき事由に基づいて事故が発生した場合、債務不履行として損害賠償請求を受ける可能性はあります。

ただし、損害額1億円の妥当性については、C社の損害の内容、程度を十分調査する必要があります。また、仮に1億円が妥当な場合、B社がどのような保証を行うか、また、A社とB社の負担割合を判断することとなりますので、「下請かけこみ寺」に御相談ください。

法令の根拠

- 民法第415条、第416条

【区分】 民法

【違反類型】

図面に指示の無い箇所に対するクレームと損害賠償

A社(資本金 3, 000 万円)は、B社(資本金 3, 000 万円) から鉄板の加工を受注し、指示図面どおり加工し納品しましたが、顧客 (C社) から返品されたことを理由にB社は損害金の負担をAに請求してきました。クレーム内容は、特に指示されていない加工でしたが、不本意ながら支払いました

その後、B社は再納品のための製品仕様を具体的な指示を図面に追加してA社に委託してきました。A社は、この作業を外部の業者 (D社) に再委託して再納品しましたが、これもクレームがつき結局発注を取り消されました。

本事例は、資本金基準を満たしておらず、下請代金法は適用されず、請負契約に基づく問題です。

最初のクレームは、B社の指示した内容どおりの製品を納品したのであれば、A社に請負契約上も責任はないはずです。請負のトラブルは、まず瑕疵・欠陥の内容とその原因を明確化することが大切です。特に発注者からどのような指示が出ていたのかを書面や証拠で明らかにしておくことが肝要です。

二回目のクレームは、再納品したものがB社の指示に適合していなかったのであれば、A社の責任ということになります。仮にA社の外注委託先のミスであったとしても、基本的にA社のB社に対する請負契約上の責任に変わりはありません。その場合は、本件の発注取消つまり請負契約の解除についても違法とはいえません。外注先の仕事ミスは、外注元が負うのが原則ですので、したがって外注元は委託先に対して慎重な作業内容の指示・確認が必要です。

以上のことから、初回クレームに要した費用は、A社はB社に対して請負代金請求権を有していますが、A社は、自社に責任がないことについて何の異議も述べずに損害金を支払ったという点で、返還請求が困難になることも想定されます。

法令の根拠

●民法第415条、第416条、第635条

【区分】民法・商法

【違反類型】

契約成立前の費用の負担

A社は、資本金 300 万円の清掃業を行う会社ですが、B社（ビルメンテナンス、資本金 2 億円）からホテルの清掃業務の助力を求められました

A社の担当者が現地へ行きB社と協議しましたが、翌月になって、今回の仕事は施主（C社）から断られ、御破算になったとのメールが届きました。

担当者の旅費、事務費等をB社に請求しましたが、支払ってくれませんが、法律上問題はないのでしょうか。

契約交渉過程において、予め現場調査等を実施する例はしばしばあり、多くの場合、当該費用は営業活動経費として賄われています。

本事例は、取引開始に至る前の条件交渉の段階で発生した費用であることから、営業活動の一環としての損失と解される可能性があり、このため、契約が成立したとみなされない可能性もあります。

したがって、少額訴訟による請求を行っても、旅費等の費用は、交渉過程で自社が負担すべき営業活動費と解され、裁判で認められない可能性が高いと思われる。

調査等に要する費用が相当高額であり、当該調査等が相手方の今後の事業展開に利便をもたらすような場合（例えば地質調査等）には、予め相手方に応分の負担を依頼しておくとい良いでしょう。

【区分】下請代金法・民法・商法

【違反類型】発注書面不交付・不当な給付内容の変更

発注の停止

A社（資本金1千万円）は、20年ほどB社（資本金3億円）から部品の製造委託を受け、取引を継続してきましたが（契約書はない）、需要の急激な落ち込みにより、突然、来月から当分の間発注を停止するとの連絡がありました。

A社の売上に占めるB社の売上は約70%を占めています。このまま発注停止が続けば、当社は倒産してしまいます。どうすればよいのでしょうか。

A社とB社の取引は、下請代金法の資本金基準を満たしており、「製造委託」に該当することから、下請代金法が適用される取引と考えられます。

まず、契約書が交わされていないことから、発注書面の不交付のおそれがあります。また、取引の実態を精査し、一定期間の契約が存在すると判断できれば、突然の発注停止は「不当な給付内容の変更」に該当するおそれがあります。

契約書がないということから、B社に発注義務があると解釈することは困難です。契約上、B社に発注義務がない以上、発注しないことは契約違反とはならないこととなります。

しかしながら、取引停止に関しては、相当の猶予期間の要件を欠く発注停止による親事業者の損害賠償責任を認めた判例もあります（福島印刷工業事件・昭和57年10月19日判時1076号）ので、大変困難な相談事案ですが、下請かけこみ寺に御相談ください。

法令の根拠

●下請代金法第3条、第4条第2項第4号

【区分】民法・商法

【違反類型】

Q 8 4. 入札による発注停止

運送業を営むA社（資本金1,300万円）は、運送業等を営むB社（資本金3億円）とは10年前から「運送契約書」を締結して継続的取引を行っています。

今年、運賃等の改定通知がB社から突然届き、競争入札が行われ、B社との月間取引額は600万円から300万円にダウンしました。

B社の取引の一部打ち切りは、「運送契約書」（解除の申出：30日前）に違反していないでしょうか。長期間、継続取引をしていた契約を一方的に入札通知を行い、業務を打ち切ることは、法令上問題はないのでしょうか。

なお、入札通知文書に、「入札に関して、他社と話し合いを行った場合は、一切の取引を停止する」との記載がありますが何か問題はあるのでしょうか。

A.

B社の資本金が3億円を超えていないことから、本取引において下請代金法は適用されません。また、契約の一部が解除され売上が減少したものの、半分の業務が発注され、これをA社としても受注している以上、「運送契約」は解除されたとは云えず、このため同契約に基づく契約不履行を主張することは困難であると考えられます。

しかし、仮に、月間売上げが当初の1,2割にまで減少し、A社としてB社からの当初受発注と著しく相違するに至った場合は、実質的に契約解除に等しいとの主張ができる可能性があります。また、仮に運送契約書の中で、運賃単価のみならず、運送頻度・回数なども決めていれば、その契約条件の一方的な変更として、契約不履行の主張が成り立つ可能性もあります。

さらに、入札通知書にある「注意事項」は、入札参加者がカルテル等の違法行為を行わないよう注意したものであり、これが守られなかった場合は取引を停止するという条件は法令上問題とはなりません。

このため、同業他社の営業活動等について情報収集を行うなどして、B社との10年来の信頼関係に基づいて、新たな提案を行うなどの営業努力が必要であると考えます。

【区分】 民法・商法

【違反類型】

Q 8 5. 契約の終了

A社は、15年前からB社から製造委託を受け、契約期間1年の契約を毎年自動更新してきました。契約書には、中途解約条項はありません。

今回、期間満了日の3か月前にB社から契約を更新しない旨の通知が届きましたが、契約書に定められているので、仕方がないのでしょうか。

A.

継続的契約が終了する場合は、①契約書に期間の定めがあり期間満了により終了する場合、②一定予告期間の後に解約できるという条項がある場合、③債務不履行が生じ法定解約による場合があります。その他に、当事者の合意で契約を終了させることもできます。

下請取引に関する判例として福島印刷工業事件（昭和57年10月19日判時1076号）があります。同判決では、「受注側が受注のために相当の金銭等の出費をしている場合、発注側は特段の理由がない限り、相当程度の猶予期間や損失補償を設けずに一方的に取引停止を行うことは許されない（要旨）。」として、6か月間の逸失利益（得べかりし利益）相当額が損害賠償として認められました。

契約の性質上、当事者の一方又は双方の給付がある期間にわたって継続して行われるべき契約、すなわち継続的契約といえる場合には、信義則上、契約の終了が制限されるとする判例理論があり、かかる理論の適用を受けられるかどうかは、ケースバイケースによるので、難しいところですが、下請かけこみに御相談ください。

【区分】民法・商法

【違反類型】

Q 86. 一方的な取引終了

A社は、自動車の部品加工の請負を行っています。発注先B社とは長期間の取引があり、売上げ全体の5割弱を占めています。

最近、B社から、①不良品が多いこと、②後継者がいないこと、を理由として、今年一杯で取引を切りたいと言ってきました。

しかし、A社の部品から不良品が常に出ているわけではありません。後継者がいないのは事実ですが、まだ10年程度は仕事を続けるつもりです。

A.

A社とB社間の取引に関し、契約条件を定める「契約書」が作成されている場合、一般的には「契約解除」事由についての条項があります。解除事由に該当する事由がA社に認められれば、A社の契約違反（債務不履行）として、B社から契約を一方的に解除され、契約の終了を通告されることもあります。「不良品」があったことが契約違反といえるかは、その不良品がA社の責任なのか、契約違反に該当するのかわかりません。

また、契約で有効期間の定めをしていて、期間満了により契約更新がされない場合も契約は終了しますが、A社に「後継者がいない」ということだけでは契約解除の事由にはなりません。

取引停止の通告を受けた場合は、先ず「契約書」の内容を確認しましょう。また、契約書がない場合や新規取引を行う場合は、「解除事由」や「契約期間」等を盛り込んだ契約を作成するよう、取引先と協議しましょう。

法令の根拠

- 民法540条

【区分】民法・特定商取引法・割賦販売法

【違反類型】

Q 87. 契約の取り消し

インターネットの回線を光通信に切り替えると、今使っている電話機では雑音が入るとして、電話機の交換を勧められ、リース契約の申込書を出しましたが、NTTに確認したところ雑音が入ることはないと言われました。

リース契約は、7年間で総額96万6,000円と高額だったこともあり、また、着工前であったことから、取り消しを申し出たところ、キャンセル料23万円を払うように言われました。契約書を締結していないので、キャンセル料は支払う必要はないのではないのでしょうか。

A.

リース契約の「申込書」を出したとのことですが、その申込書が「借受証」であると当事者の権利義務関係は大きく変わります。

「借受証」を交付すると「契約書は締結していない」と云っても、相談者と相手方との間で契約は成立し、解約は制限されます。

もう一度「申込書」をチェックし、解約に対して相手方が主張するような約定となっているかを確認して下さい。

相手方が虚偽の事実を述べているのならば、「詐欺」として取消の主張を、また、契約締結につき相談者側に「錯誤」があるのであれば、無効の主張ができる場合もありますので「下請かけこみ寺」に御相談してください。

なお、消費者保護の観点から、訪問販売や割賦販売等について、一定期間内であれば違約金等を支払わずに申し込みの解除等が可能である、所謂クーリングオフ制度もありますが、一般的には、事業者に対しては適用されませんので、特に個人事業主を狙った悪徳商法については、注意する必要があります。

法令の根拠

●民法第95条、第96条、特定商取引法、割賦販売法、リース契約（ファイナンス・リース契約）

【区分】民法・商法

【違反類型】

Q 88. 開発費の負担

A社（資本金1,000万円）は、機械製造を営む会社ですが、取引先B社（資本金3億円）の専用機械の開発に携わってきましたが、開発費用が1,000万円となったことから、B社に口頭で伝え、了解を得ました。

B社に1,000万円を請求したところ、既払分があるとして400万円に関する覚書を提示されたため、A社は受諾しました。その後、当該400万円について、300万円と100万円に分けた覚書が再度作成され、A社は受諾し、400万円が支払われました。

A社は、口頭合意の1,000万円をB社は引き続き認識していると思い、取り敢えず覚書を受諾したのですが、今後どうすれば良いでしょうか。

A.

A社とB社の契約内容を確認する必要があります。B社の専用機械をA社とB社で共同開発をするものなのか、A社はB社に対して開発技術の協力を行うものだったのか、また開発費用の1,000万円についてB社から了解を得たという意味ででしょうか、専用機械は未だ開発途上と思われる。

覚書の内容、趣旨も問題です。A社は、B社から口頭で1,000万円の了解を得ていたにもかかわらず、400万円での覚書を締結しており、また、400万円の内訳として100万円と300万円の覚書も締結し、実際に支払いも受けていることから、これら一連の行動の意味合いが問題となると思われます。

既払分の600万円を控除した残額400万円として、精算条項ある覚書を交わしたのであれば、A社は、追加請求はできないことになります。

A社は、覚書を取り交わしたにもかかわらず、何故600万円を追加請求できると考えているのか、その事情の確認が必要です。

このため、「下請かけこみ寺」が紹介する弁護士に相談してください。その際、手元に残っている資料を持参するとともに、発注を受けてから、覚書を取り交わすまでの間のB社とのやり取りについて予め整理しておいてください。